

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。 (第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。 (第37条関係)

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。 (第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。 (第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。 (第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。 (第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。 (第80条～第87条、第144条関係)

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。 (第150条関係)

3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。 (第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。 (第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。 (第157条～第162条関係)

施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

私立学校法の改正（令和5年改正）に関する説明

文部科学省のWebページにて、令和5年私立学校法の改正について説明
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

キーワード Google Custom Search 検索

サイトマップ English 文字サイズの変更 小 中 大

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物 | 申請・手続き | 文部科学省の紹介

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 私立学校・学校法人の振興 > 私立学校法の改正について(令和5年改正)

●私立学校法の改正について(令和5年改正)

令和5年通常国会に提出をしております「私立学校法の一部を改正する法律案」が令和5年4月26日に参議院本会議にて可決され、5月8日に公布されました。今般の法改正の内容について理解を深めていただくため、説明動画及び資料を掲載いたします。

なお、改正内容に係るQ&Aにつきましては、「[私立学校法の改正に関する説明資料\(PDF 4.0MB\)](#)」の67ページ以降に掲載しております。

また、本改正に関するお問合せ窓口を設置しましたので、説明動画・説明資料をご確認いただいた上で、本改正に関して御質問がございましたら、[私立学校法の改正に関するお問合せフォーム\(※Microsoft Formへのリンク\)](#)からお願いします(回答にはお時間を頂戴しております。また、内容によっては回答できかねることがありますので、ご了承ください。)

私立学校法の改正に関する説明動画
<https://www.youtube.com/watch?v=z8RnOPF4hQ0>



私立学校法の改正に関する説明資料
https://www.mext.go.jp/content/20230428-mxt_sigakugy-000021776-01.pdf



私立学校法の一部を改正する法律案の概要

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応える実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、渡脱した業務執行の防止を図るため、理事・監事・評議員及び会計監事人の資格、選任及び解任の手段等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別再任等の期間について定める。

効果

【執行と監視・監督の役割の明確化・分離】の考えから、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手段等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を各附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条(第9号))
- 理事長の選任は理事会で行う。(第37条(第9号))

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の選任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条(第9号))

③ 評議員・評議員会

- 理事・評議員の兼任を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数で引き上げ、(第18条、第31条(第9号))
- 理事・理事会におお兼任する評議員の割合や、評議員の総数の上回る役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第22条(第9号))
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めることができることとする。(第33条、第67条、第140条(第9号))

④ 会計監事人

- 大学・高等専門学校を認容する大匠所教学校法人等では、会計監事人による会計監査を制度化し、その選解任の手段や欠格要件等を定める。(第93条～第97条、第144条(第9号))

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大匠所教学校法人等においては、学校法人の組織的変更に係る事項(任意解散・合併)及び附随行為の変更(軽微な変更を除く。)につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。(第150条(第9号))

3. その他

- 監事・会計監事人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第66条(第9号))
- 公示・情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。(第101条～第103条、第137条～第142条、第149条、第151条(第9号))
- 役員等による特別再任、目的外の役員取引、贈収賄及び不正手段での認取取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条(第9号))

執行日: 2023年4月28日 (視聴者数: 29,492 (視聴者数: 29,492))

私立学校法の改正について (令和5年4月28日)

文部科学省/mextchannel チャンネル登録 9.84万人

21 共有 保存

文部科学省

私立学校法の改正について

【説明資料目次】

1. 改正のポイント解説

- (1) 総論
- (2) 全体スケジュール
- (3) 改正のポイント
- (4) 規模に応じた区分
- (5) 理事・監事・評議員の構成に関する要件等
- (6) 任用・選任手続き等
- (7) 決算・会計等
- (8) 附帯決議
- (9) 大学等の設置等に係る寄附行為(変更)認可申請
- (10) 都道府県への依頼事項

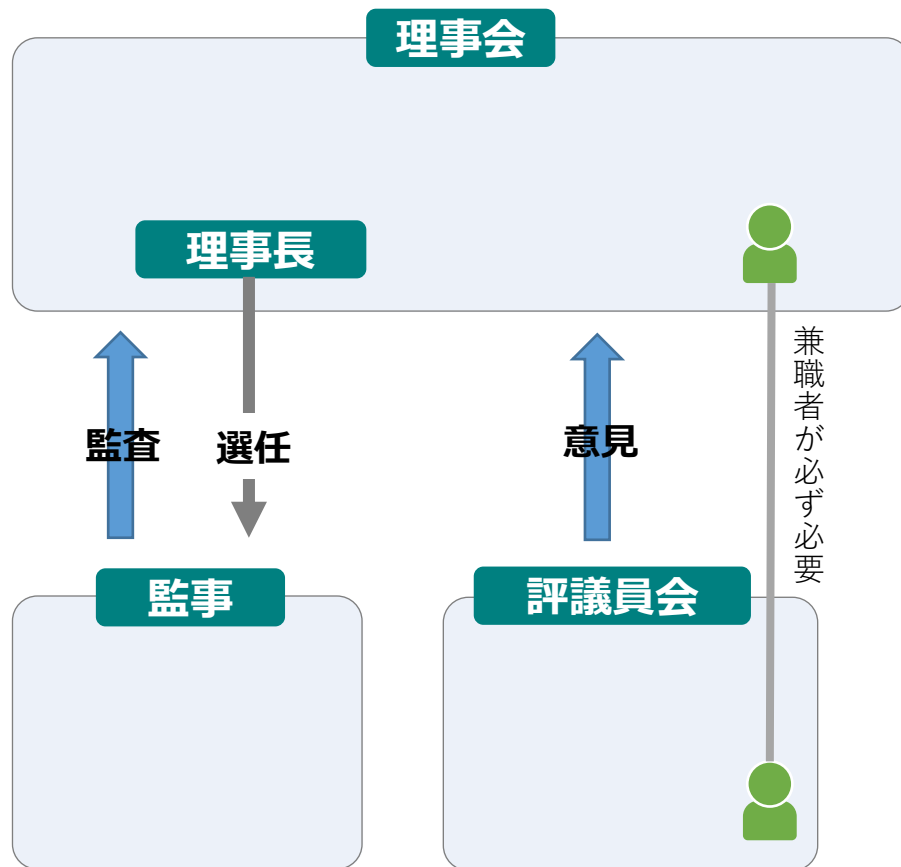
2. 個別条文解説

…よく問われるものは赤いフラグ付きで解説

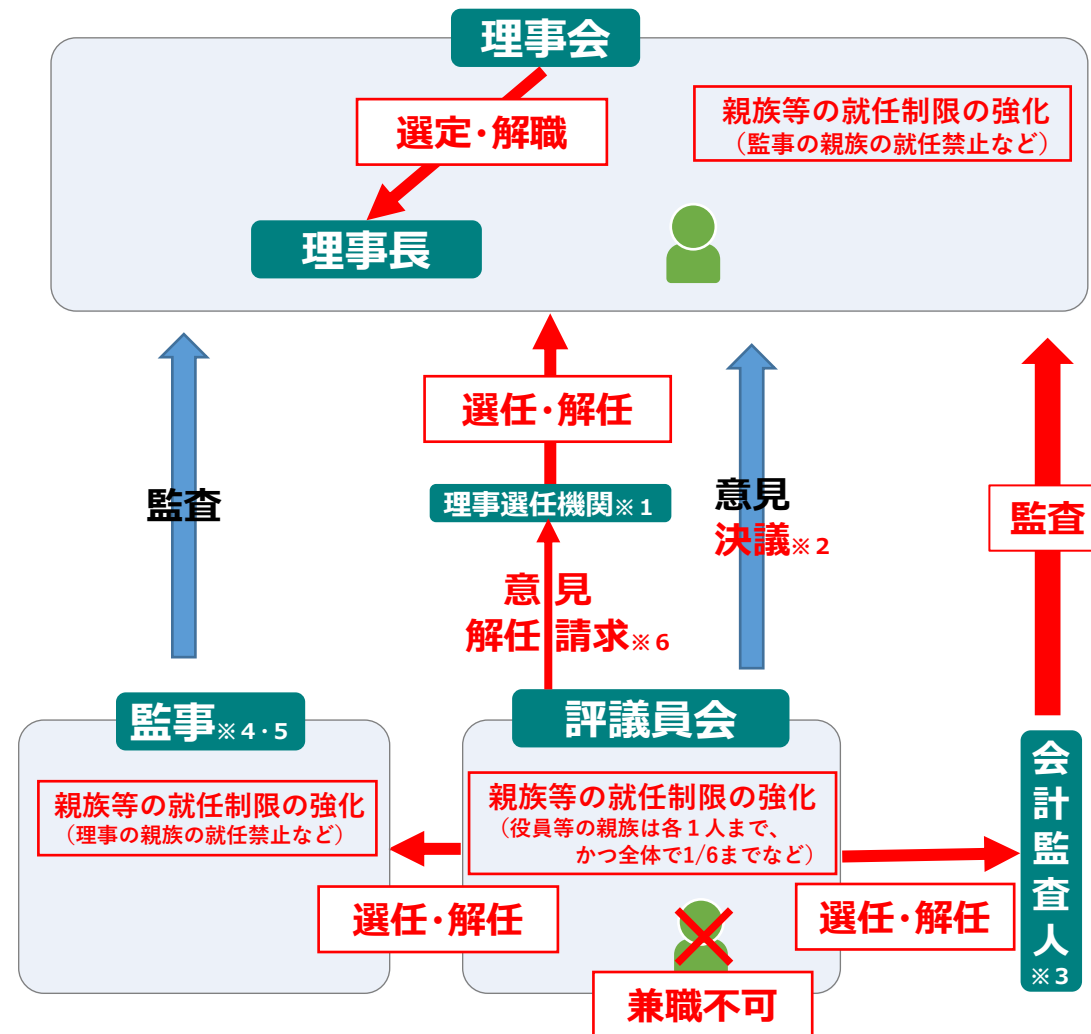
学校法人の内部機関の相互関係の改正ポイント

令和5年3月27日(月)
私立学校法の改正について
(私学部資料)より抜粋

現行



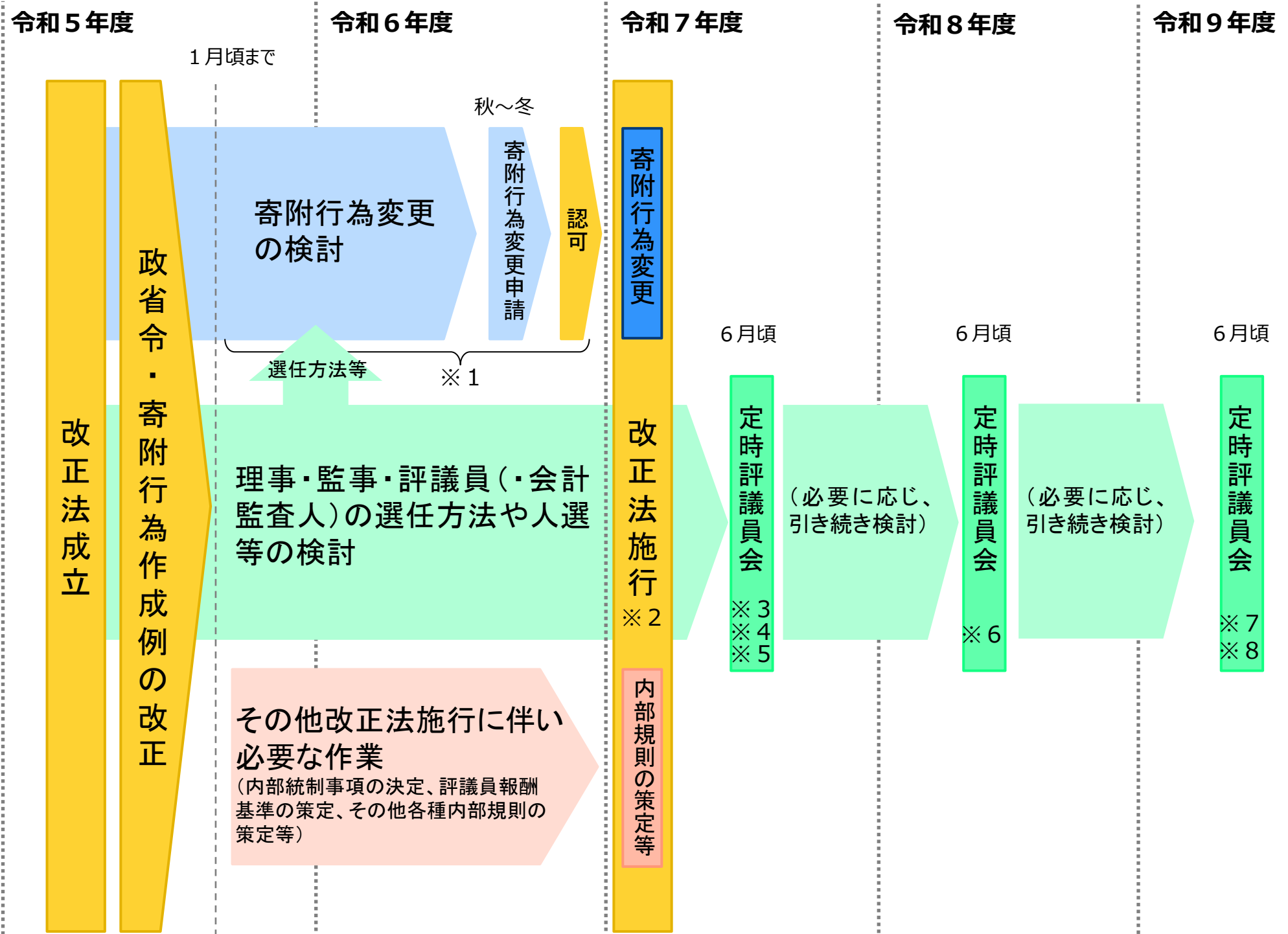
改正後



- ※1 理事選任機関の構成等は寄附行為で定める
- ※2 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
- ※3 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
- ※4 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
- ※5 監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる
- ※6 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる

私立学校法改正全体スケジュール

令和5年3月27日(月)
私立学校法の改正について
(私学部資料)より抜粋



- ※1 これは大臣所轄学校法人のケースであり、知事所轄学校法人の場合には、文部科学省による寄附行為作成例の改正の後、都道府県による審査基準改正等がなされた後に、寄附行為変更の申請、認可のプロセスとなる(具体的には都道府県によって異なる)。
- ※2 改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期については、35ページを参照。
- ※3 改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件(26ページ参照)への対応は、令和7年度の最初の定時評議員会終結の時までに行う。
- ※4 理事と評議員の兼職者については、令和7年度の最初の定時評議員会終結の時を境に、「必須」から「禁止」に変わるため、令和7年度の最初の定時評議員会終結の時を、兼職者の兼職解消のタイミングにする必要がある。
- ※5 会計監査人の設置が義務となる学校法人については、令和7年度の最初の定時評議員会終結の時までに選任する。
- ※6 大臣所轄学校法人等については、評議員構成等に関する経過措置が、令和8年度の最初の定時評議員会終結の時を終了する(31ページ参照)ため、必要がある場合には、令和8年度の最初の定時評議員会終結の時までに評議員の選解任等の対応を行う。
- ※7 大臣所轄学校法人等以外の学校法人については、評議員構成等に関する経過措置が、令和9年度の最初の定時評議員会終結の時を終了する(31ページ参照)ため、必要がある場合には、令和9年度の最初の定時評議員会終結の時までに評議員の選解任等の対応を行う。
- ※8 改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期については、最長でも令和9年度の最初の定時評議員会終結の時までとなる(35ページ参照)。

主な改正のポイント①

令和5年3月27日(月)
私立学校法の改正について
(私学部資料)より抜粋

1. 役員等の選解任手続き等について

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	改正前	改正後
理事の選任	寄附行為の定めによる	<u>理事選任機関が選任する</u> (30 I) (理事選任機関が評議員会以外の場合は、 <u>評議員会の意見聴取を必須</u> (30 II))
理事の解任	寄附行為の定めによる	<u>理事選任機関が解任する</u> (33 I) (評議員会による解任の求め (33 II)、評議員による解任を請求する訴えの提起を可能とする (33 III))
理事長の選定等	寄附行為の定めによる	<u>理事会が選定 (・解職) する</u> (37 I)
監事の選任	評議員会の同意を得て理事長が選任する	<u>評議員会の決議によって選任する</u> (45 I) (理事による監事の選任議案の提出には、監事の過半数の同意が必要 (49 I))
監事の解任	寄附行為の定めによる	<u>評議員会の決議によって解任する</u> (48 I) (評議員による解任を請求する訴えの提起を可能とする (48 II))
役員等の任期	寄附行為の定めによる	寄附行為で定める期間以内に終了する <u>最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする</u> (寄附行為で定める期間は理事4年、監事・評議員6年を上限とし、理事の期間は監事・評議員の期間を超えないものとする) (32 I・II、47 I、63 I)

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

2. 役員等の兼職の制限等について

	改正前
兼職の制限	監事は理事・評議員・職員と兼職禁止、1名以上は評議員と兼職している理事が必須
評議員の定数	理事の2倍を超える数が必要

	改正後
	監事は理事・評議員・職員・ <u>子法人役員</u> （監事、監査役等を除く）・ <u>子法人職員と兼職禁止</u> （31Ⅲ、46Ⅱ） <u>理事と評議員の兼職禁止</u> （31Ⅲ）
	<u>理事を超える数</u> が必要（18Ⅲ）

3. 役員等の構成の要件等について

	改正前
近親者等に関する制限	各役員について近親者等が1人を超えて含まれてはならない
職員である評議員	1人以上必要
理事・理事会が選任した評議員	制限無し
外部理事	1人以上必要

	改正後
	各役員についての <u>制限を強化するとともに、<u>評議員についても近親者等の制限</u>を設ける</u> （31Ⅵ・Ⅶ、46Ⅲ、62Ⅳ・Ⅴ③）
	1人以上必要（62Ⅲ①） 評議員の総数の <u>1 / 3</u> まで（62Ⅴ①）
	評議員の総数の <u>1 / 2</u> まで（62Ⅴ②）
	1人以上必要（31Ⅳ②） 大臣所轄学校法人等は、 <u>2名以上必要</u> （146Ⅰ）

主な改正のポイント③

令和5年3月27日(月)
私立学校法の改正について
(私学部資料)より抜粋

4. 学校法人の意思決定について

	改正前
理事会・評議員会の運営	決議等に関する規定あり
意思決定プロセス	重要事項等についてはあらかじめ評議員会の意見聴取が必要

改正後
招集、決議、議事録等について <u>具体的に法定</u> （詳細は18、19ページ参照）
大臣所轄学校法人等は、 <u>寄附行為の変更</u> （軽微なものを除く）・ <u>任意解散・合併</u> については、 <u>評議員会の決議</u> が必要（150）

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

5. 監査体制の充実について

	改正前
会計監査人	規定無し
常勤監事	選定義務無し
内部統制	規定無し

改正後
大臣所轄学校法人等は <u>設置義務</u> （144 I）
特に規模の大きい大臣所轄学校法人等は <u>選定義務</u> （145 I）
大臣所轄学校法人等は <u>内部統制システムの整備義務</u> （148 I）

6. その他

	改正前
子法人	規定無し
責任追及の訴え	規定無し
刑事罰	規定無し

改正後
監事や会計監査人の <u>調査対象</u> とし、子法人の役員への <u>監事・評議員への就任制限</u> を設ける（46 II、53 II、62 V③、86 IV）
評議員会は、 <u>役員等に対する責任追及の訴えの提起</u> を求めることが可能（140 I）
役員等の <u>特別背任、贈収賄、目的外の投機取引</u> 等について刑事罰を新設（157～162）

理事・理事会の改正のポイント

令和5年3月27日(月)
私立学校法の改正について
(私学部資料)より抜粋

		現行	改正後
理事会	位置付け	基本的に意思決定・執行機関	基本的に意思決定・執行機関
	主な職務等	①学校法人の業務等の決定 ②理事の職務の執行監督	①学校法人の業務等の決定 (36Ⅱ①) ②理事の職務の執行監督 (36Ⅱ②)
理事	基本的資格	なし	<u>私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者 (30Ⅰ)</u>
	定数	5人以上	5人以上 (18Ⅲ)
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする (寄附行為で定める期間は4年まで) (32Ⅰ)</u>
	選解任方法	寄附行為の定めるところ	<u>理事選任機関が選解任 (選任の際あらかじめ評議員会の意見聴取が必要) (30Ⅰ・Ⅱ、33Ⅰ)</u>
	主な構成の要件	①設置する学校の校長を含む ②評議員を含む ③外部理事を含む ④各役員の子族は各1人まで	①設置する学校の校長を含む (31Ⅳ①) ②外部理事を含む (大臣所轄学校法人等においては2人以上) (31Ⅳ②、146Ⅰ) ③他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (31Ⅳ⑥) ④他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の1/3を超えないこと (31Ⅳ⑦)
	その他		<u>理事会において、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事を選定 (・解職) (37Ⅰ～Ⅳ)</u> <u>理事会への職務報告義務 (年2回以上、大臣所轄学校法人等は年4回以上) (39Ⅰ、146Ⅱ)</u>

監事の改正のポイント

令和5年3月27日(月)
私立学校法の改正について
(私学部資料)より抜粋

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		現行	改正後
監事	基本的資格	なし	<u>学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者 (45 I)</u>
	主な職務等	①学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況の監査 ②監査報告の作成 ③不正行為等の理事会等への報告 ④理事会、評議員会の招集の請求 ⑤理事の不正行為等の差止め ⑥理事会への出席、意見	①～⑤は現行と同様 (52①、53 I、56 I・II、57、58 I) ⑥理事会、 <u>評議員会への出席、意見 (55)</u> ⑦理事が評議員会に提出しようとする議案等の調査 (54) ※ <u>子法人に対する調査権を明記 (53 II)</u>
	定数	2人以上	2人以上 (18 III)
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする (寄附行為で定める期間は6年まで) (47 I)</u>
	選解任方法	評議員会の同意を得て理事長が選任	<u>評議員会の決議 (45 I、48 I)</u>
	主な構成の要件	①理事、評議員、学校法人の職員との兼職禁止 ②理事親族の就任禁止 (通知事項)	①理事、評議員、学校法人の職員、 <u>子法人役員 (監事、監査役等を除く)、子法人職員との兼職禁止 (31 III、46 II)</u> ② <u>1人以上の理事、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (46 III)</u>
	その他		<u>一定の要件に該当する大臣所轄学校法人等においては、常勤監事の選定義務化 (145 I)</u>

評議員・評議員会の改正のポイント

令和5年3月27日(月)
私立学校法の改正について
(私学部資料)より抜粋

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		現行	改正後
評議員会	位置付け	基本的に諮問機関	基本的に諮問機関だが、 <u>監視・牽制機能等を強化</u>
	主な職務等	①学校法人の業務、財産の状況、役員の仕事の執行状況等について、意見、諮問への答申	①は現行と同様（ただし、 <u>大臣所轄学校法人等における解散、合併、重要な寄附行為変更については、決議</u> ）（66Ⅱ①・②、36Ⅳ、150） ③ <u>理事選任機関に対する理事選任に関する意見</u> （30Ⅱ） ④ <u>監事、会計監査人の選解任</u> （45Ⅰ、48Ⅰ、80Ⅰ、83Ⅰ） ⑤ <u>監事に対する理事の不正行為等の差止めの求め</u> （67Ⅰ） ⑥ <u>理事選任機関に対する理事の解任の求め</u> （33Ⅱ）
評議員	基本的資格	なし	<u>当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者</u> （61Ⅰ）
	定数	理事の2倍を超える数	<u>理事を超える数</u> （18Ⅲ）
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする（寄附行為で定める期間は6年まで）</u> （63Ⅰ）
	理事との兼職	可能（1人以上必須）	<u>不可</u> （31Ⅲ）
	選解任方法	寄附行為の定めるところ	寄附行為の定めるところ（61Ⅰ、64）
	主な構成の要件	①職員を含む ②25歳以上の卒業生を含む	①、②は現行と同様（ただし、①は <u>評議員の総数の1/3まで</u> ）（62Ⅲ、62Ⅴ①） ③ <u>他の2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと</u> （62Ⅳ） ④ <u>理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の1/2を超えていないこと</u> （62Ⅴ②） ⑤ <u>理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えていないこと</u> （62Ⅴ③）

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	現行
招集権者	理事長
招集手続き	法令の定め無し
招集に関する特例等	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長は、寄附行為の定めるところにより、理事から理事会の招集請求があった場合は、招集義務 ・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事長に対し、招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）
議長	理事長
議決要件	<ul style="list-style-type: none"> ・理事の過半数の出席による開催 ・出席した理事の過半数で議決（<u>可否同数のときは議長が決する</u>）
議決要件の例外	合併・解散は、理事の総数の2/3以上の同意が必要
参加方法の特例	法令の定め無し

改正後
各理事（寄附行為又は理事会の定めにより理事会招集担当理事を定めることが可能）（41Ⅰ）
<u>理事会の1週間前までに、理事・監事に通知を发出（全員の同意があるときは不要）（44Ⅰ）</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>招集権の無い理事は、理事会招集担当理事に対し、会議の目的である事項を示して招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）（41Ⅱ・Ⅲ）</u> ・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事会招集権者に対し、招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）（57）
<u>法令の定め無し（基本的に理事長を想定）</u>
議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う（42Ⅰ）
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>寄附行為の変更は、議決に加わることができる理事の2/3以上の賛成が必要（42Ⅱ①）</u> ・合併・解散は、理事の総数の2/3以上の賛成が必要（42Ⅱ②）
<u>寄附行為の定めるところにより、書面又は電磁的方法により議決に参加可能（42Ⅳ）</u> ※書面開催による決議は不可、オンライン開催による決議は可



評議員会の運営について

令和5年3月27日(月)
私立学校法の改正について
(私学部資料)より抜粋

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	現行	改正後
招集権者	理事長	理事 (70 I)
招集手続き等	法令の定め無し	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会において、評議員会の日時・場所・目的事項、議案概要等を定める (70 II) ・評議員会の議案は、会議の目的である事項について、理事が提出する (70 III) ・評議員会の1週間前までに、評議員に通知を发出 (全員の同意があるときは不要) (70 IV、74)
招集に関する特例等	<ul style="list-style-type: none"> ・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事長に対し、招集の請求可能 (当該請求後、招集されない場合は、自ら招集可能) ・理事長は、1 / 3 以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して招集の請求があった場合は、招集義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事に対し、招集の請求可能 (招集されない場合は、自ら招集可能) (57) ・1 / 3 (大臣所轄学校法人等は1 / 10) 以上の評議員は、理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求可能 (招集されない場合は、所轄庁の許可を得て招集可能) (71 I、72 I) ・1 / 3 (大臣所轄学校法人等は1 / 10) 以上の評議員は、理事に対し、一定の事項を会議の目的とすることを請求可能 (71 II) ・1 / 3 (大臣所轄学校法人等は1 / 10) 以上の評議員は、理事に対し、会議の目的である事項につき議案を提出することが可能 (75 I)
議長	議長を置く	法令の定め無し
議決要件	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員の過半数の出席による開催 ・出席した評議員の過半数で議決 (可否同数のときは議長が決する) (議長は議決に加わることができない) 	議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う (76 I)
議決要件の例外	<ul style="list-style-type: none"> ・役員等の損害賠償責任の一部免除は、議決に加わることができる評議員の2 / 3 以上の賛成が必要 ・役員等の損害賠償責任の全部免除は総評議員の同意が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・監事解任、役員等の損害賠償責任の一部免除は、議決に加わることができる評議員の2 / 3 以上の賛成が必要 (76 II) ・役員等の損害賠償責任の全部免除は総評議員の同意が必要 (76 III)
参加方法の特例	法令の定め無し	寄附行為の定めるところにより、書面又は電磁的方法により議決に参加可能 (76 V) ※書面開催による決議は不可、オンライン開催による決議は可

規模に応じた区分について

令和5年3月27日(月)
私立学校法の改正について
(私学部資料)より抜粋

	要件①	区分
大臣所轄学校法人	該当	大臣所轄学校法人等
知事所轄学校法人		

【要件①】 知事所轄学校法人で、大臣所轄学校法人と同等の扱いとする基準については、以下（1）かつ（2）を満たすこととする予定

（1）事業活動収入10億円又は負債20億円以上

（2）3以上の都道府県において学校教育活動を行っていること※

※ 例えば、3以上の都道府県に学校を設置している、広域通信制高等学校を設置している 等

	要件②	常勤監事の設置
大臣所轄学校法人等	該当	義務
	非該当	任意

【要件②】 常勤監事の設置を義務とする基準については、事業活動収入100億円又は負債200億円以上とする予定

大臣所轄学校法人等とその他の学校法人の主な相違点

令和5年3月27日(月)
私立学校法の改正について
(私学部資料)より抜粋

	大臣所轄学校法人等	その他の学校法人
会計監査人	設置義務	任意
外部理事の数	2人以上	1人以上
理事の理事会への職務報告	年4回以上	年2回以上
評議員による評議員会の招集請求、議案提出等	1 / 10以上の評議員により可能	1 / 3以上の評議員により可能
内部統制システム	理事会による方針決定	任意
事業に関する中期的な計画	策定義務	任意
計算書類等(※1)、財産目録等(※2)の閲覧	誰でも可能	評議員、債権者、在学生 その他利害関係人のみ可能
解散・合併・重要な寄附行為変更	理事会の決議に加えて 評議員会の決議が必要	理事会の決議が必要
情報の公表	公表義務	努力義務
評議員構成に関する経過措置	令和8年度の最初の 定時評議員会の終結の時まで	令和9年度の最初の 定時評議員会の終結の時まで

※1 計算書類(セグメント別の情報表示の詳細については今後検討)、事業報告書、附属明細書、監査報告、会計監査報告

※2 財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準

※赤字は現行からの変更点

※青字は現在は大臣所轄学校法人のみ対象

理事会決定に関する評議員会の関与

令和5年3月27日(月)
私立学校法の改正について
(私学部資料)より抜粋

	現行	改正後	
		大臣所轄学校法人等	その他の学校法人
理事会の決議による解散	意見聴取	決議	意見聴取
合併			
寄附行為変更 (軽微なものを除く)		意見聴取	
寄附行為変更 (軽微なもの)			
重要な資産の処分及び譲受け			
多額の借財			
予算及び事業計画の作成・変更			
報酬基準の策定・変更			
収益を目的とする事業に関する重要事項		意見聴取	作成義務無し
事業に関する中期的な計画の作成・変更			

※これらの事項以外について、寄附行為によって「意見聴取」や「決議」が必要であるとする事は可能
 ※「意見聴取」が必要とされている事項について、寄附行為によって「決議」が必要とする事は可能

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

理事

- (1) 監事、評議員との兼職禁止 (31Ⅲ)
- (2) 設置する学校の校長を含むこと (31Ⅳ①)
- (3) 外部理事を含むこと (31Ⅳ②) (大臣所轄学校法人は2人以上 (146Ⅰ))
- (4) 他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (31Ⅵ)
- (5) 他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の $1 / 3$ を超えていないこと (31Ⅶ) 等

監事

- (6) 理事、評議員、職員、子法人の役職員 (監事、監査役等を除く) との兼職禁止 (46Ⅱ)
- (7) 他の監事又は2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (46Ⅲ) 等

評議員

- (8) 理事、監事との兼職禁止 (31Ⅲ、46Ⅱ)
- (9) 職員を含むこと (62Ⅲ①)
- (10) 25歳以上の卒業生 ((9) を除く) を含むこと (62Ⅲ②)
- (11) 他の2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (62Ⅳ)
- (12) 職員である評議員の数は、評議員の総数の $1 / 3$ を超えていないこと (62Ⅴ①)
- (13) 理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の $1 / 2$ を超えていないこと (62Ⅴ②)
- (14) 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の $1 / 6$ (経過措置期間中は $1 / 3$) を超えていないこと (62Ⅴ③) 等

特別利害関係：一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係など

各機関の兼職の禁止

令和5年3月27日(月)
私立学校法の改正について
(私学部資料)より抜粋

学校法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼職関係（現行法）

	理事	監事	評議員	会計監査人	法人職員	子法人の役員・職員
理事		× (私学法39)	○ (私学法38 ②)	—	○ (私学法38 ①)*	○
監事	× (私学法39)		× (私学法39)	—	× (私学法39)	○
評議員	○ (私学法38 ②)	× (私学法39)		—	○ (私学法44 ①)	○
会計監査人	—	—	—		—	—
法人職員	○ (私学法38 ①)*	× (私学法39)	○ (私学法44 ①)	—		○
子法人の役員・職員	○	○	○	—	○	

学校法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼職関係（改正後）

	理事	監事	評議員	会計監査人	法人職員	子法人の役員・職員
理事		× (私学法)	× (私学法)	× (公認会計士法)	○ (私学法)*	○
監事	× (私学法)		× (私学法)	× (公認会計士法)	× (私学法)	△(監事は可) (私学法)
評議員	× (私学法)	× (私学法)		× (公認会計士法)	△(上限あり) (私学法)	△(上限あり) (私学法)
会計監査人	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)		× (公認会計士法)	× (私学法)
法人職員	○ (私学法)*	× (私学法)	△(上限あり) (私学法)	× (公認会計士法)		○
子法人の役員・職員	○	△(監事は可) (私学法)	△(上限あり) (私学法)	× (私学法)	○	

※校長（学長及び園長を含む）は必須

学校法人における親族等の特殊の関係のある者の就任関係（改正後）

	理事に	監事に	評議員に
役員親族者	理事親族等は ○ ※一人かつ1/3まで	×	○ ※一人かつ1/6まで
	×	×	○ ※一人かつ1/6まで
	○	○	○ ※一人かつ1/6まで



：監視される者の関係者が、監視者側に含まれないための規制
※監事と評議員との関係は、監事の人事権を評議員会が持つため、評議員を監視者側と想定しているが、評議員は監事の監査対象でもある。



：同じ属性の者で多数派を占めないための規制

評議員構成等に関する経過措置について

令和5年3月27日(月)
私立学校法の改正について
(私学部資料)より抜粋

- (4) → 理事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えてはならない

経過措置

経過措置を設定

※ 括弧の数字は25ページの括弧の数字と連動

- (4) → 理事は、**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の**1/3~~1/6~~**を超えてはならない

- ◆ 大臣所轄学校法人等については、**施行後約1年**は当該経過措置を適用。
大臣所轄学校法人等以外の学校法人については、**施行後約2年**は当該経過措置を適用する。

令和7年度

令和8年度

令和9年度

定時評議員会

定時評議員会

定時評議員会

4/1

大臣所轄学校法人等

経過措置を適用

経過措置終了

完全施行

大臣所轄学校法人等
以外の学校法人

経過措置を適用

改正私立学校法施行

改正前の資格・構成要件を適用

改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期

令和5年3月27日(月)
私立学校法の改正について
(私学部資料)より抜粋

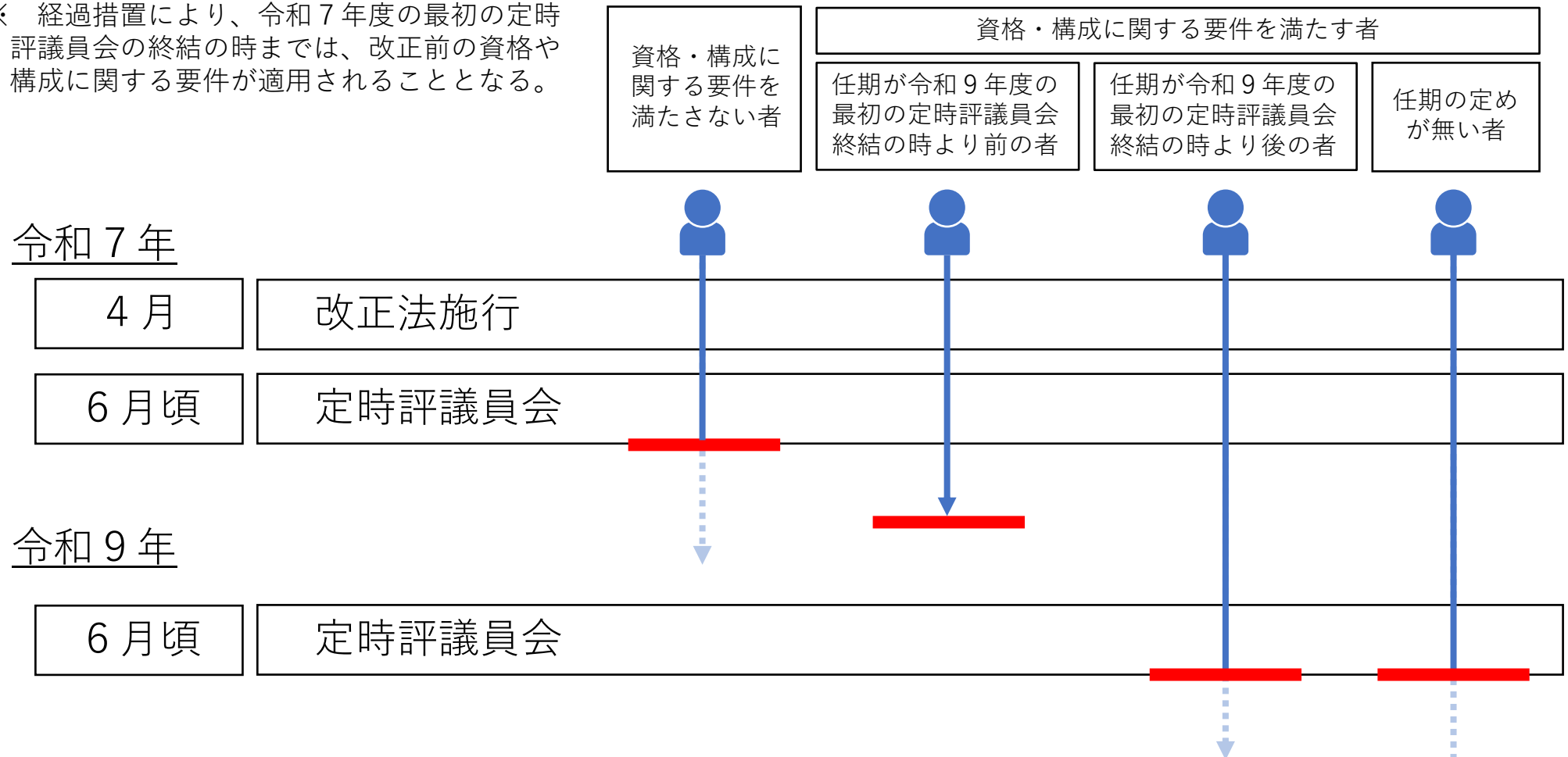
改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期は、以下（１）又は（２）のいずれか早い方となる。

（１）現在の任期が満了する日

（２）令和９年４月１日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時

ただし、改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件を満たさない者については、令和７年度の最初の定時評議員会終結の時までに選解任を行う必要がある。（※）

※ 経過措置により、令和７年度の最初の定時評議員会の終結の時までは、改正前の資格や構成に関する要件が適用されることとなる。

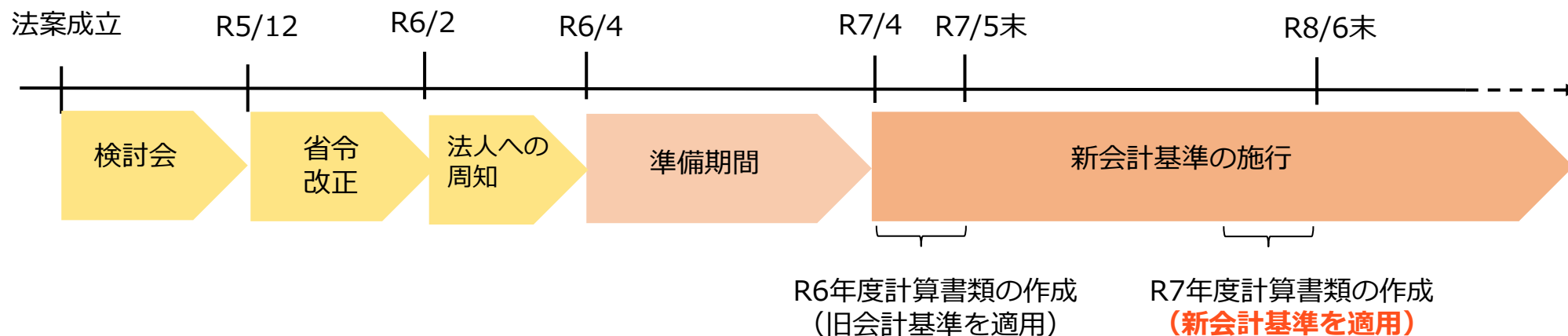


- 私立学校法の改正により、学校法人会計基準の根拠が私立学校振興助成法から私立学校法に移ることを受け、学校法人会計基準の改正を行う必要がある。
- 文部科学省高等教育局に、学校法人会計基準の在り方に関する検討会を設置し、改正の在り方について、有識者の協力を得て検討を行う予定。

<主な検討事項>

- ① 私立学校法に基づく財務報告の目的及び財務情報の利用者について
- ② 計算書類の体系及び内容について
- ③ その他

スケジュールイメージ



- **政省令や文部科学省が作成する寄附行為作成例を参考にして、各都道府県における審査基準やモデル寄附行為などの必要な規定を整備する。**
- **所轄する学校法人に対して説明会を開催するなどして、新制度の内容、必要となる対応、今後のスケジュールなどについて、周知を徹底する。**
- **令和7年4月1日までに全ての学校法人の寄附行為の改正がなされるよう、寄附行為変更の認可を行う。**